

平成 23 年 9 月 5 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

## 江戸川清掃工場で発生する飛灰処理汚泥の取扱いの変更について

当組合の江戸川清掃工場から発生した放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える焼却飛灰については、平成 23 年 6 月 28 日付環境省通知に基づき「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に準じて最終処分場へ一時保管をしておりましたが、8 月 5 日以降に実施した、飛灰処理汚泥<sup>\*</sup>の放射能濃度測定結果が継続して 8,000Bq/kg を下回っていることから一時保管を終了し、埋立処分に変更することといたしました。

※ 放射性物質を含む焼却灰及び飛灰の埋立については、6月28日付けの環境省からの通知により 8,000Bq/kgを基準に管理することとなっています。その後、7月2日付けの環境省からの追加説明により、飛灰についての基準は、今後は実際に埋め立てられる飛灰処理汚泥(飛灰を薬剤処理したもの)に対して適用されることとなりました。

(問い合わせ先)施設管理部  
塚越 電話 03-6238-0704  
大塚 電話 03-6238-0745